

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 最終的な調整結果

管理番号

57

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録されていない外国に住所を有する者への在外投票に係る取扱いの適正化

提案団体

砥部町、宇和島市、新居浜市、大洲市、東温市、上島町、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

総務省、外務省

求める措置の具体的内容

在外選挙人名簿から抹消された者が誤って投票することがないように制度の改正等を求める。

具体的な支障事例

在外選挙人として登録のある者が、帰国し、当町に住基登録した後に4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消した。しかし、その後すぐに、在外選挙人証を返却しないまま出国した。当町選管は、抹消後、速やかに外務省に在外選挙人名簿の抹消を通知した。

しかし、未だに本人は選挙権が抹消された事実を知らないまま、在外公館で在外投票を続けており、選挙の度に投票用紙が送致されてくる。

本件について、総務省に確認を取ったが、在外公館では名簿掲載の確認までは行っておらず、在外選挙人証を所持して投票できるとのことであった。

当町選管では在外選挙人名簿未登録者のため受理ができず、外務省に返送しても受理できないと差し戻されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

在外公館で投票をする際、有権者の確認をするか、外務省等から本人に連絡を取る手段を検討してもらえれば貴重な1票を無効にすることがなくなる。また、在外公館から送付される無効な投票用紙の処理に係る地方公共団体の事務の合理化に資する。

根拠法令等

公職選挙法第30条の11、公職選挙法施行令第23条の9、第23条の14

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、苫小牧市、川越市、相模原市、長野県、稲沢市、京都府、枚方市、富田林市、広島市、徳島市、吉野川市、大村市、熊本市、宮崎市

〇当市においても同様のケースが発生しており、在外選挙人証の返納についての周知を拡充していただきたい。

各府省からの第1次回答

在外公館では在外選挙人名簿そのものを備えているわけではないが、一時帰国等により在外選挙人名簿から登録抹消された在外選挙人を把握した場合には、失効した在外選挙人証の返納、在外選挙人の再登録申請につき周知を行ってきている。より一層の周知を徹底したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

周知徹底をされるとのことですが、本提案に係る事案においては、当町は公職選挙法第30条の11第2号の規定により登録を抹消し、公職選挙法施行令第23条の14第1項の規定により、抹消の通知を外務省経由で領事官へ通知しております。同項では、領事官は本人へ抹消の通知をすることとなっております。第1次回答にあるとおり周知を徹底したとしても、当町のような事例はなくなると考えます。

公職選挙法施行令第65条の3第1項の規定においても、有効、無効にかかわらず、在外選挙人証と旅券等を在外公館で提示し、在外投票ができることから、周知徹底だけの対応では不十分と考えます。

第1次回答において、「在外公館では在外選挙人名簿そのものを備えているわけではない」とされていますが、それに代わるものとして在外選挙人証等受渡簿があり、公職選挙法施行令第23条の10の規定により、抹消通知を受け取った時点で、該当者を削除しているはずで、各地の在外公館で、この在外選挙人証等受渡簿を確認・共有することなどにより、在外選挙人名簿を見ずとも、在外選挙人証の有効・無効の確認を行えば、投票を受け付けずに済み、在外選挙人証の再申請の案内も可能と思われま。

また、在外選挙人証等受渡簿の確認・共有が困難であれば、現行法において規定のない「抹消の本人通知」を、公職選挙法施行令第23条の14に、領事館が選挙人名簿から抹消された者に対して通知をする規定を設けるなど、制度改正も必要ではないでしょうか。

いずれにせよ、現在の取扱いは、選挙権を失った選挙人に対しては十分とは言えず、周知徹底をされる対応についても、選挙人任せの対応であるように思います。

貴重な1票が無駄に取り扱われないために、在外選挙の取扱いについて今一度再考をお願いします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

在外選挙人証(在外選挙執行規則第6号様式)には、日本国内に住所を定めた日から4ヶ月経過した場合、在外選挙人名簿から抹消され、抹消後は在外投票ができないことや、在外選挙人証を返納しなければならないことが明記されている。また、在外公館でも在外選挙人登録申請時に上記趣旨を説明するなど、これまでも制度周知に努めてきたところ。

現行制度においては、日本国内に住所を定めた日から4ヶ月が経過したことによる抹消については、通常、本人がその事実を認識していることが想定されるため、本人への通知義務を規定していない。

なお、在外選挙人が住所等を異動したにも関わらず在留届を提出しないケースも一定数あり、その場合には、当該者の居住地や連絡先を把握できないことから、実際上も、通知を行うことは困難である。

また、在外選挙人証等受渡簿の情報を全世界の在外公館で共有することについても、技術的・財政的に困難である。

一方で、支障事例のような事案が発生していることを踏まえ、在外選挙事務処理要領を改訂し、「(在外選挙人証が無効になっているにも関わらず、在外投票を行っている者を在外公館が把握した場合には)当該者に連絡し、改めて在外選挙人名簿登録を行うように指導する」旨記載するとともに、改訂後の事務処理要領の施行通知の中で、上記内容を周知することとしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【外務省】

(1)公職選挙法(昭25法100)

一時帰国により在外選挙人名簿に登録されている者を当該名簿から抹消した場合における市町村(特別区を含む。)の選挙管理委員会による通知(施行令第23条の14第1項)を受け取った場合の在外公館の対応について

は、在外選挙人に対する抹消の事実の周知を図るため、在外選挙事務処理要領を改訂し、その留意事項を在外公館に周知する。

[措置済み(令和3年9月27日付け大臣発各在外公館長宛公電)]

また、在留届を管理するための領事業務情報システムについては、在外選挙人証等受渡簿(施行令23条の10)の各在外公館間における情報共有が可能となるよう当該システムの改修について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:総務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 最終的な調整結果

管理番号

180

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方公共団体の取り組みを阻害しない形での旅券発給業務の電子申請の導入

提案団体

広島県、宮城県、三重県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、外務省

求める措置の具体的内容

旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、分権改革の進展を機に、「身近な窓口を」「どこでも」利用できるようにするため、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができる等の権限移譲を進めてきたところであり、そのシステム整備にあたっては、こうしたこれまでの地方独自の住民利便性向上のための取組成果が電子申請でも利用できるようにするなど、地方の取組が後退しないシステム設計とすること。

具体的な支障事例

現在、国ではデジタルガバメント実行計画に基づき行政手続のデジタル化を進めており、旅券発給業務においては2022年度から電子申請等の導入を検討している。(旅券申請の際は旅券窓口に出頭が必要。システム導入後も窓口出頭義務は残る予定。)

旅券事務は都道府県の法定受託事務であるが、国民の1/4が旅券を所持する事情などを踏まえ、多数の都道府県が分権改革の進展を機に、身近な窓口である市町村への移譲(35都道府県902市町村)、更には移譲県の一部(当県など4県)では県民が住所地のみならず県内全ての市町村窓口を利用できるようにするなど、地方独自の住民サービス拡充に努めている。

こうした地方分権の取組が後退しないよう、新たな電子申請の開発にあたっては、国は、地域の実情を十分に把握し、全国一律の仕組ではなく、当県などが住民サービス向上の観点から実施している県内市町村窓口の自由選択などの仕組が、電子申請でも利用できるようにする必要がある。

当県においても、居住市町村のみではなく全市町村の窓口において紙書類での申請を可能としているが、外務省が構築しようとしている電子申請システムが居住市町村においてのみ申請が可能となった場合、住民サービスの促進が妨げられる可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

これまで地方公共団体が行ってきた、住民の利便性を高めるための取り組みを阻害することなく、デジタルガバメント実行計画を推進することにより、より一層、住民の利便性が向上すると考える。

根拠法令等

旅券法第3条、第8条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項、第20条第2項、第21条の3、デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、千葉県、静岡県、田原市、大阪府、広島市、大分県、宮崎県

○旅券事務の電子化に必要な機器配備については、都道府県への配備は外務省で機器調達の上配備し、旅券事務を権限移譲している市町村への配備は都道府県で負担することとされている。このため、地方分権推進の一環で、住民サービスの向上のために市町村への権限移譲に取り組んだ都道府県ほど、多大な負担が生じることとなる。都道府県への機器配備も、既存の外務省のシステム用回線が配備されている事務所（いわゆる「機械化事務所」）においては、旅券事務電子化当初（2022年度）に配備を行うが、外務省のシステム用回線が未整備の事務所（いわゆる「非機械化事務所」）については、都道府県が希望する数ではなく、外務省が全国的な配置数を考慮しながら機器調達必要数を決定の上配備することとなっている。このため、都道府県において機器が不足する場合は、各都道府県が負担の上機器を調達する、あるいは外務省の調達機器の範囲での電子化導入となり、法定受託事務の執行に必要な機器であるにもかかわらず、都道府県に負担が生じたり、あるいは電子化の対応が機器の配備数に限られ、住民サービスが低下したりする恐れがある。

○当県においても、従来の紙申請書による申請については県内のいずれの市町村でも可能となっており、電子申請導入により住所のある市町村でしか申請できないことになると、申請者の利便性が損なわれる。外務省は平成20年1月17日付け「居所申請及び氏名の読み方・表記の例外の拡大に関する対外応答要領」において、「市町村は、その境界内に住所を有しない者が当該市町村が所在する同一都道府県内に住所又は居所を有している場合には、自らやむを得ない事情を証明しない限り、その者からの一般旅券発給申請は受け付けるべきである」との見解を示しており、電子申請の導入に当たっても、この見解を踏まえ、申請者が県内市町村窓口を選択することが可能な設計をするべきであると考えます。

○旅券事務について、電子申請システム導入後も、従来どおり県民の住所地にかかわらず県内全ての市町村窓口を利用できるよう、県民の利便性が向上し、地方の取組が後退しないシステムとなること。

○旅券事務を移譲された市町村窓口に係る整備費用は国負担の対象外となっていることから、分権を推進した地方自治体により大きな負担を強いられるとともに、各市町における対応状況（導入の有無・時期等）に差異が生じ、住民サービスに不均衡が生じるおそれがある。

また、紙申請・電子申請の併用により業務の輻輳・混乱が見込まれる上に、国が示す現在のシステム案ではエラー対応の多くを職員が行うことになっており、導入に伴う負担が大きい。

○現在、当団体では、事務移譲している市町村の一部において、事務を広域連携で処理しており、広域連携を行っている住民にとっては、住民票所在地と申請（受領）市町村とが異なる場合がある。

例）A市を幹事団体とするA市・B市・C市の3市での広域連携の場合、B市・C市の住民はA市で申請（受領）する。

上記の場合、B市・C市の住民の電子申請システムでは、A市が表示される仕組みが必要である。

現行の紙申請と電子申請の窓口が異なれば、これまで進めてきた事務移譲に混乱が生じるため、都道府県の状況に応じたシステムを構築されたい。

○当県においても地方分権を進め、県民の利便性向上を図ることを目的として、旅券発給窓口業務を全市町村に権限移譲している。

権限移譲については多くの都道府県で、状況は異なるものの、行われていることから、国においても考慮されるべきと考える。

旅券発給事務のデジタル化を円滑に進めるためには、権限移譲をはじめ都道府県や市町村の状況を踏まえた制度設計を行い、適切な時期に導入することが必要である。

○地方独自のサービスもあり、現時点において電子申請の住所地以外の全市町村での窓口利用が可能なのか、または各県ごとに異なるのかが定まっていない状況にある。そのため、一例として、戸籍情報の確認にマイナンバーカードでの読取りを想定されているが、旅券窓口での機器の設置に伴い市外住民の情報共有をどこまで出来るか等が懸念される。また、旅券窓口を設けていない市町村が全て開設されずに電子化を進めた場合、近隣市の住民の当市での申請が予想され当市民の待機時間が長くなりサービス促進が妨げられる。

各府省からの第1次回答

県内市町村窓口の自由選択などの仕組等、地方独自のサービスについては、可能な限り維持されるよう努めていく方針で制度の検討をしている。

法定受託事務を委託している都道府県が行う旅券事務関連機材は国が負担している。都道府県が再委託している市町村で必要とされる機材については、基本的には、都道府県が都道府県手数料を財源に市町村に交付する交付金などで賄われていると承知しており、国は負担していない。今後の費用負担については予断できないが、仮に市町村で必要な機材を国として負担するよう要望されても、そのために必要な予算の目処は立たな

い旨回答せざるを得ない。なお、都道府県が市町村に再委託しているか否かで国の負担を変えるようなことはしていない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答前段については、窓口自由選択等の地方独自サービスの内容が都道府県により多様であることを踏まえ、現在の地方独自サービス水準が低下しないよう、各都道府県の状況を丁寧に調査し、早期に仕様案をお示し頂いた上で緊密な意見交換等を行い、所要の機能実装を行われるようお願いする。

回答後段について、これまでの間、旅券事務の移譲を受けた市町村の事務費については、特別のネットワーク接続機器類なしで実施可能であったため、都道府県がその手数料収入を財源として交付する移譲事務交付金でその事務費を賄うことができた。

しかしながら、今回の電子申請導入に伴う機器整備(LGWAN 端末等の経費を含む)については、移譲事務交付金に含める制度的な設計はなされておらず、また、今後国が具体的に示す仕様によっては多額となる可能性もあり、結果的に、国の事業実施のため地方団体が経費の負担を強いられるということになる。

以上を踏まえ、地方分権の成果を阻害しない観点から更なる検討を頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉県】

都道府県手数料は、現在行っている旅券の発給業務に係る人件費や事務費等に充当しているものであり、今後新たに導入される電子申請に係る機器整備費などは含まれていないことから、権限移譲した市町村で必要とする電子申請に係る機器についても国負担としていただきたい。

【大阪府】

外務省の前段の回答では、「地方独自のサービスについては、可能な限り維持されるよう努めていく方針で制度の検討をしている」とされており、未だ具体的な制度が確定していないため、都道府県や市町村では、今夏に必要な経費を予算要求することができず、2022年度から電子申請等を導入することができなくなるため、早急に制度を確定し、お示しいただきたい。また、都道府県や市町村の進捗状況を勘案していただき、導入時期の再検討をお願いしたい。

また、総務省では、住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図ることを目的に地方分権改革を推進している。都道府県でも同様に地方分権を進める観点から、全都道府県の7割以上が旅券の事務移譲を行っている。

都道府県では、旅券法第20条第2項により政令で定める額を標準として手数料を徴収しているところであるが、デジタル化の推進は新たな国策であることから、電子申請等の導入に伴い、新たに発生する必要機材費用等については、都道府県が市町村に事務を再委託(移譲)しているかの有無にかかわらず、現在の手数料の範囲で賄うのではなく、国が全額負担すべきであると考えます。

後段の回答では、「都道府県が市町村に再委託しているか否かで国の負担を変えるようなことはしていない」とされていることから、予算の目途が立たないことを理由に、地方分権改革を進めている都道府県に不利となるような対応は改めるべきであり、適切な措置を求める。

権限移譲が進む旅券事務において市町村での電子申請等の導入が限定的になれば、国が推進する行政のデジタル化が停滞しかねない状況になるため、電子申請等の導入が確実なものとなるよう制度設計されたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

外務省は旅券課長が出席し、本年1月以降、ほぼ毎月、47都道府県と電子申請に関する意見交換会(注)を実施し、業務フロー、必要な機器の規格や価格、法改正やキャッシュレス化の検討等につき、毎回、資料配付の上、丁寧に説明を行い、その都度、質疑応答を設けてきた。その際にはアンケート実施等も活用し各都道府県の実情把握にも努めてきている。

(注)更に、以下のあらゆる機会に電子申請について意見交換を実施

外務省旅券課長と各都道府県旅券事務所長(又は相当職)との意見交換(昨年10月～昨年12月に1回ずつ計47回以上)

旅券電子申請パイロット実証プロジェクト準備のための打合せ(一部都道府県及び市町村を対象とし毎月1回)

各地域のブロック会議(6地域と年1回ずつ)

47 都道府県との旅券事務主管課長会議(年2回)

14 の幹事都道府県との上記課長会議幹事会(年1回)

こうした意見交換では、窓口自由選択等の地方独自のサービスについても御要望を頂いており、できる限り現行の窓口選択のあり方を踏襲できるよう、マイナポータル上での申請サイトの仕様に関しデジタル庁と協議を行っており、仕様が固まり次第、47 都道府県に情報提供したい旨回答した。

また、市町村窓口で電子申請を導入する場合の必要機器の費用を国が負担するよう御要望も頂いており、第一次回答にある点(旅券業務は都道府県知事への法定受託事務であり、都道府県事務所の必要機器は国が負担してきたことや、市町村窓口で導入する場合の必要機器に関する予算確保を予め約束することは困難であること)に加え、外務省側からは、国の旅券手数料は一般会計であるのでこれにあてることはできないことや、地方交付税交付金を担う総務省に御要望はお伝えしている旨なども併せて回答した。

更に、各都道府県毎に固有の事情もあることから、従来からの紙申請を維持するとの選択肢を維持したり、電子申請導入時期を各都道府県の判断に委ねるなど、柔軟な制度設計とすることや、必要機器に要する費用が極小化されるように既存の LG-WAN ネットワークに接続した汎用端末のウェブブラウザから旅券業務が実施できるようにするシステム設計であることなどを説明した。

引き続き、都道府県の意見を丁寧に向いながら、かつ適時に情報提供しながら、費用対効果にも十分配慮し、これまでの住民サービスができる限り維持されるような柔軟な制度設計となるよう努めて参りたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【外務省】

(2)旅券法(昭26法267)

一般旅券の発給の申請及び紛失又は焼失の届出に係る事務(3条1項及び17条1項)については、令和4年度からオンラインによる申請等を可能とするに当たり、可能な限り都道府県や事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)に基づき委託を受けた市区町村の事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、オンライン申請等に係るシステムの構築に努める。

(関係府省:デジタル庁)